令和８年（フ）第２３８号
北海道空知郡上富良野町西２線北25号
債務者　宮下　吉勝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　祐大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６１号
山形県鶴岡市日出一丁目14番36―４号
債務者　加藤　雅浩
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１０４１号
愛知県春日井市追進町２丁目112番地　カームリー203号
債務者　宮田　浩平
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４２号
愛知県春日井市追進町２丁目112番地　カームリー203号
債務者　宮田　里奈
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児島　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１４号
埼玉県越谷市蒲生１丁目３番44号　フローラル越谷Ａ棟101
債務者　江川　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　征吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７７号
福岡市城南区鳥飼７丁目２番14―706号　エステートモア鳥飼
債務者　稲月　秀雄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６９号
北海道小樽市稲穂４丁目６番３号　ミニハウス201号室
債務者　伊勢由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６８号
青森県三沢市松園町１丁目14番３号　高見住宅Ｆ号
債務者　久保　未帆
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
青森地方裁判所十和田支部

令和８年（フ）第６８号
秋田県山本郡三種町大口字上の沢56番地１
債務者　荒谷　満好
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２６０号
茨城県つくば市谷田部1433番地２　サンライフＡ棟102号、前住所埼玉県越谷市西方２丁目８番地１　メゾンビターⅡ205
債務者　日髙　栄子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１号
栃木県真岡市亀山３丁目９番地４、前住所栃木県宇都宮市江曽島２丁目１番４号第２ひさごハイツ202
債務者　宮川　桃花（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第４５５号
新潟市西蒲区仁箇898番地１、住民票上の住所新潟市西蒲区松野尾2926番地
債務者　山本　勝江
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４０号
富山県高岡市京田442番地　グラン・エクシード101号
債務者　ＬＥＥ　ＪＥＯＮＧＫＷＯＮ　李　正權
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第５２号
福井県敦賀市中央町２丁目10番22―305号　セントラルヨーコー
債務者　海津　達朗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４５号
岐阜県可児市禅台寺６丁目79番地
債務者　残間由里子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５１号
岐阜県可児市土田5231番地１　プレステージ105、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1148番地　コーポオリエンタルＢ205
債務者　河野　孝一
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部